

政治倫理審査会記録
(対象議員：森山喜久議員)

令和4年10月27日

【開催日】 令和4年10月27日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後4時

【出席委員】

会 長	伊 場 勇	副 会 長	中 島 好 人
委 員	大 井 淳一朗	委 員	奥 良 秀
委 員	藤 岡 修 美	委 員	宮 本 政 志
委 員	矢 田 松 夫	委 員	吉 永 美 子

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

傍 聴 議 員	森 山 喜 久	傍 聴 議 員	山 田 伸 幸
---------	---------	---------	---------

【事務局出席者】

事 務 局 長	河 口 修 司	事 務 局 次 長	島 津 克 則
事務局主査兼議事係長	中 村 潤之介	事務局庶務調査係書記	岡 田 靖 仁

【審査内容】

- 1 政治倫理基準に違反する行為の存否について
- 2 その他

午前9時 開会

伊場勇会長 ただいまより、第4回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を開会します。第3回の際に、森山議員を参考人として呼びし、皆様から質疑をしました。その際に、森山議員のプライベートに関する質問がございましたので、そちらについては、削除し、見えないようにしております。また、議事録も皆さん確認していただいていることだと思いますので、よろしくお願いします。これまで、請求者からの聞き取り、事実の確認、対象議員の森山議員への質疑から出ました事実の確認をして

きたところです。本日は、政治倫理の基準に違反する行為かどうかというのを、今まで積み重ねてきた事実を基に判断していくというような作業をしていくべきだと考えております。それから宮本委員からパソコンの使用の許可を求められておりますので、皆様、御異議ございませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）それを許可します。

中島好人副会長　会長から、今日の議題の政治倫理の基準によってとありましたけども、14日の議事録を見させていただきまして、昨日、会長宛てに森山議員を対象とした政治倫理調査審議会の議事運営についてという項目でお渡ししました。この内容というのは、10月14日の森山議員を対象とした政倫審で、本人を参考人として招致し、意見聴取をした際、私の質問に答えていない点や聞き漏らしたことがあるので、もう一度、森山議員を参考人として、政倫審に来てもらって、質疑したいので、取り計らってほしい。いずれにしても森山議員の弁明の信用性を判断する上で、重要な点ですので、また、市民の疑問に答えるためにも必要不可欠と考えるので、是非取り計らってほしいという旨のことをお伝えしました。会長から、この取り計らいについて問うてもらえたらと思います。よろしくお願いします。

伊場勇会長　中島副会長から、前回の森山議員に対しての質問の際に聞き漏らした点があるから、もう一度森山議員を参考人として呼び出したいという旨の発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

宮本政志委員　中島副会長にお聞きしたい。まず、御自身の質問に答えていないという場合、その質疑と答弁の繰り返しの中で、何度も訂正して、自分の質疑はこうなんだ、こういう意図なんだ。それに対して、今の答弁はこうなんだということの繰り返しによって、自分の質問に対する自分が納得いく、あるいは望んだ答弁をなぜ引き出さなかったのか、その1点をまずお聞きしたい。

中島好人副会長 議事録の46ページで、きちんと問うているんです。金庫に鍵を掛けて保管したのかという点とか、その部屋には鍵が掛かるのかという点とか、定期的にチェックをしているのか、それはどういう頻度で行っているのかという点を聞いているわけです。私もちょっとうかつだったんですけど、そういう点での回答がされていないということが主な点です。これが答えていないという点です。

宮本政志委員 ということは、中島副会長は自分が聞き漏らしたから、もう一度、森山議員を参考人として招致していただきたい。自分のミス、聞き漏らした、これが原因ですということが1点目ですね。それから先ほど弁明の信用性がということをおっしゃいました。その辺りを詳しくお聞きしたい。

中島好人副会長 本人が700万円近いお金を保管していたということの信用性というか、その辺のところで、はっきりそういうことを証明することの根拠というか、その辺のところを示してもらうことが大事じゃないかなという思いです。

宮本政志委員 聞き漏らした点というのは、先ほど、うかつでしたという発言の前に具体例を出されましたが、そのこと以外にも何か聞き漏らした点というのがあれば、お聞きしたい。

中島好人副会長 項目ごとに別紙という形で項目を挙げています。一つはプラスチックの話が出ていました。プラスチックの箱に入れていたというけど、具体的な箱の大きさ、やっぱり1万円札や千円札が相当な枚数になるので、それがきちんと入る大きさなのかどうかという点。監査のときにお金を持って行かなかったのは、安全性を考えてということがあったんですけども、それなら自宅に連れて行って確認してもらうという方法もあったのです。その辺はどうだったのかというのも聞き漏らした点です。ですので、是非来ていただいて、もうちょっとその辺を話してもら

えたらという思いで会長にお願いしたところです。

宮本政志委員 前回の森山議員の参考人招致のときに、中島副会長の質問に対して、納得のいくというか、質問の意図に合った答弁が得られなかった。これはうかつであった。聞き漏らした点を2点言われましたけど、弁明の信用性というのは、いまいよく分からなかったんですけど、そういったことから、もう一度、参考人招致をしていただきたいという旨ですよ。これは、中島副会長がおっしゃった口頭での内容、当然、今日の議事録で後日出てきますけども、この時点では、口頭でおっしゃった内容と、仮に参考人承知がなかった場合を考えたときに、今のことと、そのときに聞くことの内容が違ったらいけないんで、判断しにくいんです。会長、それは文書で出せるのかな。口頭で聞くだけでは難しいんで、文書で委員に配ってもらって、少し時間を頂いて、どういったことをというのを確認してからじゃないと、参考人招致について、ここでどうこうというのは、判断しかねると思います。

伊場勇会長 どういったことを聞きたいのか、聞き漏らしたのかというところを確認してみないと判断できないという御意見でした。そのことについて、資料を用意するかどうかでございます。皆さんいかがですか。

中島好人副会長 若干、個人を特定する字句があるんで、これを修正したら出せると思います。その辺についても、会長に事前に渡していますんで、その辺を修正すれば出せます。

宮本政志委員 事務局、ちょっとお聞きしたいんですけど、文書を出す出さんというのは、会長判断でいいんじゃないかな。政倫審はもともと事実の確認をどんどんしていったって、事実の積み重ねが政倫審であるとずっと言っているんで、中島副会長が文書で出せるというのであれば、必要あるかないかというのは、別に審査会に掛ける必要ないと思う。会長判断で駄目なんかね。掛けんといけんのか。文書を出せるなら僕は出したほうが

いいと思うけど。

伊場勇会長 文書になると、資料となるので、個人を特定する文面とかは消さなくてはならないんです。事務局的にはどうですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 一般的な参考人招致の例で言うと、審査会側が説明を求めたいから呼ぶものだと思います。それは委員の中だけで審査を深められないから、外部の方の意見を聞く。これは以前も説明したと思います。聞く内容がどんな内容かを知るために資料を出したいというお話と理解しました。その際に、例えば、そこに書いていないこと以外にも、聞きたいことが当然あるんじゃないかなと思うんです。実際参考人招致して、質疑をする中で、出てきた内容によっては。そういう面からすると、事務局としては、ほんとに書類が必要なのかと思います。そもそも、参考人を招致する判断をするために、それが必要なのかがちょっと分からないんです。そうじゃなくても聞きたいことが明らかにあって、審査会の中で参考人を招致すべきと判断すればいいだけの話で、何項目か出していただいた中で、判断しても、それ以外の項目で質疑したいことが発生するかもしれないんで、その項目が質疑できないかという、そういうわけではないと思うんです。呼ぶことの判断材料として挙げている項目が、それだけでいいのかというのが、ちょっと難しいんじゃないかなと思います。

宮本政志委員 主査が言われたことは、ものすごく分かるの。分かった前提で聞きよんだけど、参考人をまた呼んだときに、政倫審そのものの内容にそぐわんようなことまで、どんどんどんどん出たときに、いかなもんかという話にもなり得るから、どういった項目かということを確認したらいいんじゃないのと言っている。確認したことだけを聞くのか、あるいは、それ以外でも何でもいいんですよというのも、審査会の判断じゃん。そうすると、何かあれば全部、その都度全て参考人を呼んで、また深めた質問、質疑とか、あるいは漏らしたから、更にこれだとかという

ことになる、收拾がつかんようになるから、その辺りというのを中島副会長は、こういったことは聞きたいんだということを言われたんで、その前提で参考人招致はどうでしょうかと言いつつわけ。ところが、それで審査会でいいですよと決め、参考人を呼んだと。全然違う内容のことがどんどん、しかも政倫審に関係しないと思われるようなことまで、どんどんどんどん出ると、何のために参考人招致を承諾したのかなとなるから、あらかじめこういった内容かというのを確認して、それを口頭じゃなくて文書で確認させてもらう。こういう内容を聞き漏らしたんだな、あるいはこういったことは、やっぱり事実の積み重ねで必要なんだなと皆さんが思っ理解して、参考人を呼びましょうと決めるときの議論で、これ以外のこともいいんですかとか、その辺りは、また次のルールというか、決まる前提のその次のことよね。だから、今そのことを言ったんですけどね、会長。

中村議会事務局主査兼議事係長 すみません、私が少し突っ込んだ発言をし過ぎたかもしれません。結論的には資料を出すのは問題ないと思います。判断材料の一つというお考えと認識しました。その際は、会長の議事整理権で制御をすればよろしいかと思います。

伊場勇会長 分かりました。中島副会長の申出について、確認する資料がお手元にあったほうが良いということでございますので、森山議員が来たときにどういったことを聞きたいかという内容を確認していただきたいと思います。資料を今から準備しますので、ここで暫時休憩します。

午前 9 時 2 0 分 休憩

午前 9 時 3 0 分 再開

伊場勇会長 それでは休憩を解きまして、再開します。委員のお手元に中島副

会長が森山議員に対して聞きたいこと、疑問点についてがあると思います。中島副会長、この資料について説明がありますか。

中島好人副会長 基本的な点ですので、本来ならこれは審査会の中で、きちっと答えてもらえばと思った点なんです。私としても来てもらって、いろんなことが続いて出てくるような可能性もありますけども、状況によっては書面での照会で返答してもらおうということも考えているところです。その辺がはっきりできればいいわけですから、そのような思いということをお伝えいただきたいと思います。

伊場勇会長 説明がございましたが、委員から何かありますか。

宮本政志委員 今頂いた資料に目を通して見ると、一つ一つのことに關しては別に中島副会長にお聞きすることなく、全ては先般の参考人招致のときの森山議員の答弁の信ぴょう性の判断について、聞き漏らしたところがある。これらを聞かないと、森山議員の答弁の信ぴょう性が判断できないから、こういったことをお聞きしたいんだという点だとは思いますが、そういう解釈でいいですか。

中島好人副会長 いいです。

宮本政志委員 今から審査会で決めていくに当たって、中村主査が言ったとおりで、参考人を呼ぶと決まったとして、これ以外のことを聞いてはいけませんよと言うんじゃないくて、政倫審と全然関係のないことまで及ぶと、またそこで疑義が出たらいけないから、大体どういったことをお聞きしたいかということで、これを聞いた。当然そのときに、これに付随すること、あるいはこれ以外のことで、仮に参考人招致が再びあった場合は、質疑が出るでしょうから、そういった前提での議論を審査会でしていけばいいとは思いますが。

伊場勇会長 前回、「質疑はこれ以上ないですか」ということで「ない」と言っていたきました。ただ、普通の委員会ではなく、これは審査会なので、皆さんの意向で進めていくべきだと思います。この疑問点について、もう一度呼ぶかどうかというところは皆様の御意見、一致した意見で進めていくべきだと考えています。

藤岡修美委員 14日の政倫審でも申し上げましたけれども、この会議の本質は、この調査請求書が成立するかどうかです。中島副委員長の疑問も分かるんですけども、それは自治会の監査の問題であって、本来この調査請求書が、自治会内では、森山喜久氏の問題は全て解決しておりますという元請求代表者から出た申立書の①に基づけば、今回の調査請求書の調査請求の対象となる事由の内容が全てなくなる。自治会長在職中に不適切な会計処理疑惑という理由が、この申立書によってなくなってしまっているのではないかと。だから、この調査請求書自体が、10月3日の申立書が出た時点で無効ではないかと私は思うんです。

伊場勇会長 ということで、もう一度参考人を呼ぶ必要はないんじゃないかということです。

中島好人副会長 藤岡委員が言われますように、単に自治会長の職だけならば、自治会内で済まされるかも分かりませんが、やはり、市議会議員という公職にある者なんですよね。だから、市議会議員としてどうなのかというのが、政治倫理審査会に問われていると思っています。前もこういった例があって、今度の議運の中で在り方についても、今後、考えていく必要があると前回の審議会で結論づけたのではないかと考えています。再度そういった話に戻ってもしょうがないんじゃないかなと思います。

伊場勇会長 その点については、総合的に判断する部分で、また議論していただきたいと思います。ちょっと論点を戻しますが、中島副会長が御自身

の質問に答えていない点や聞き漏らしていることがあると言っていることについて、もう一度、呼ぶか呼ばないか。

宮本政志委員 会長、そうじゃないよ。もう少し藤岡委員の意見を聞かないとよう分からんのやけど、藤岡委員が言った内容は、僕の解釈では、政倫審の調査請求そのものの要件を満たしていないからということだと思う。後で確認していただきたい。中島副会長が言われたのは、政倫審に係る要件としてのことをおっしゃったと思う。だから、藤岡委員が言われたことと中島副会長が言われたことは、ちょっと違うと思う。藤岡委員が言われたことを、この後、簡潔明瞭に説明していただきたいんだけど、要はもう要件を満たしていないじゃないかということならば、参考人以前の問題で、この政倫審は、終わっていく方向に行くんじゃないかというようなことおっしゃったと僕は取ったわけよ。その方向で行くんなら、参考人を呼ぶ、呼ばないという話には行かんでしょと受け取ったんです。「元に戻しますけど」と会長は言われたけど、そうじゃないと思う。藤岡委員、もう少し簡潔明瞭に詳しく教えてください。

藤岡修美委員 もともと元請求代表者が出された調査請求書の調査請求の対象となる事由の内容の1番です。自治会長在職中に不適切な会計処理疑惑は、今回の3議員から出された調査請求書と中身が変わっていないわけですね。その元請求代表者が申立書で、自治会内では森山喜久氏の問題は全て解決しておりますと出されている。これでは、この調査請求書は成り立たないと私は考えます。

伊場勇会長 分かりました。そのほかの委員の皆様から御意見はありますか。

矢田松夫委員 藤岡委員の言われたことと、それから先ほど伊場会長が政倫審の参考人招致のことと二つ、この場で議論してくれというのがありました。最初のほうを私は言いたいんですけど、この間、宮本委員も言われていますように、事実の積み重ねということと同時に、私はまだ事実

の積み重ねができてないと思います。一つは、森山議員の信ぴょう性と同時に、私たち委員が適切にこの間、職務をこなしてきたのかという中で、職務をこなしていない内容については、まだ質問する、事実を聞くことがありますよということでもありますので、是非私からも、参考人招致をお願いしたいというのが、先ほどの最初のほうの私の意見です。二つ目の藤岡委員の全てが解決しているのに、なぜ政倫審を開くのか、開く意味がないということでもありますけれど、これについては、3回目の政倫審の中では、森山議員自らが私の失敗、失敗というのがルーズなこともあったということがありますので、その中については、もう少し自らの疑惑を解明する中で、この政倫審は成り立っていくんじゃないかと思います。この2点です。

藤岡修美委員 8月29日付けで、3議員から調査請求書が出された時点では、よかったというか、私自身はこれが政倫審に係る案件ではないと判断しておりますけども、その政倫審の中で、一応参考人招致を求めようということが決まった後に、10月3日に元請求代表者から申立書が出ておりますので、この時点で、この3議員から8月29日付けで出された調査請求書については、もう意味がないんじゃないかというか、もう無効ではないかと私はそう理解しております。

矢田松夫委員 意味があるかないかは、政倫審の審議する過程の中で明らかになる。勝負する前にそれは駄目なんだと。申立書によって政倫審が成り立たないではなくて、私は、政倫審を開催する中で、議論する中で、その真実を明らかにすることによって、出されたことの有効性があるかないかというのを政倫審の中で問えばいいということでもあります。

藤岡修美委員 その議論というのは、この調査請求書が有効であれば成り立つ議論で、請求の対象となる事由がなくなったわけですから、私はもうこの政倫審は成立しないと考えております。

矢田松夫委員 最初の参考人招致をするのかしないのかを先に決めていただいて、藤岡委員が言われたことについては、また次の議論にしていきたいと思うんですが。

宮本政志委員 矢田委員がおっしゃることというのは、逆になるんよね。藤岡委員と矢田委員のやり取りで僕は分かったんだけど、藤岡委員は、時系列を説明した上で、この政倫審がもう既に適否で言うとな否になっているんじゃないんですかと。ここの議論をしっかりしていきましよう。仮に否になるのであれば、もう終わりですから、参考人招致とかうんぬんという必要性がないということを藤岡委員はおっしゃっていると僕は理解しました。そうすると会長、参考人がどうこうというのは、あくまで適とした場合の流れで、今まで適で来ていますから、このまま適として継続していきましようという結論なのか。いやいや、今のここを議論して、否という結論が出るのか。ここを議論しないことには、参考人のほうには行かせませんよ。僕はそう思うんだけど。藤岡委員、違ったら言ってね、合っていればいいですけど。

中島好人副会長 元請求代表者は、もう終わったと、自治会内で終わったと。だからということは、もう通らないんじゃないか。これはもう自治会内の問題ではなくて、市議会議員というのは、全市民の代表であって、そういうところに疑惑が持たれているということについて、これは解明をするというのが私たちの役目ではないかと思うわけです。ですから、4回にわたって審議をしているわけですから、進めてもおかしくはないんじゃないかなと私は思っております。

宮本政志委員 副会長、お聞きしたいんだけど、おっしゃることは、よく分かるんだよね。藤岡委員が言われることも分かるんですよ。矛盾しているように見えるけど。仮にこの政倫審は、もともと8月22日に出されて、取下げになったけれども、自治会内のことだけ議員としてということでおっしゃった。そして政倫審に掛かっているなら、内容がほぼ一緒の

請求書じゃなくて、仮に自治会の中で解決しようとも、議員としてどうなんだというんであれば、何で請求書がこんだけ酷似していて、ほぼ流用したような形の内容になっているんですか。あくまで自治会が解決しようとするまいと、和解が成立しようとするまいと、それは全く関係ないことで、議員としてというんであれば、なぜ、藤岡委員が出した議論を想定して、このようにならないような請求書にできなかったのか。それをちょっとお聞きしたい。だって、今の内容を変えたら、僕は藤岡委員が言うことが正しいような気がするんよね。解決したことを何をするんですかという話です。今の私の質問が分かりますか。何でこんなにほぼ丸写しのような形で出したのか。

中島好人副会長 元は、その自治会長と兼ねていた会計のところから来ているわけです。それを証明する資料も、そこにあるわけですから、それを活用するという判断で行いました。

矢田松夫委員 鶏と卵の関係になりますけど、やっぱり自ら疑惑を説明するということがなされていないから、私は先に参考人招致をすべきだということなんです。

伊場勇会長 暫時休憩します。

午前 9 時 4 8 分 休憩

午前 1 0 時 1 0 分 再開

伊場勇会長 それでは休憩を解きまして、再開します。それでは皆様の意見を求めます。

吉永美子委員 本当に悩ましいところであるんですけど、疑問点を出されまし

た。本来であれば、ここでしっかりと聞いていただいていたほうがよかったわけですね。そこがどうしても残っていると言われております。どうしても聞きたいということ自体は、否定する気はありません。もともと適であるか否であるかというところの最初の入り口するとき、適否について審査に入りますよというところで、私も思っていたんですけど、議員の立場を利用して何かしたことではない。自治会のことである。自治会長のときのことであるという認識をずっと持っています。適であるか、否であるかというとき、ある委員から事柄の性質上、新聞にも出ている、影響の大きさを鑑みての判断だという発言があり、私もそれを尊重したいと言い、ほかの委員がよろしければ適ということではいかがでしょうかということと言われていまして、それで適ということになりました。影響の大きさを鑑みての判断を尊重したいというところに入っていったと私は思っていますので、せっかく参考人として一度は森山議員に来ていただいて、お話を聞いたけど、残ったところもきちんとやった上で進めておいたほうが、後々のためにもいいのではないかという判断をしています。

大井淳一郎委員 実は私、第2回の適否のところ、ある委員が適だと言ったことに対して、私は適否についてもっと争うものかと思ったんですけども、政治的な配慮も多少あって、適とした手前があります。ですから、これを否にするというのはなかなか難しい案件ではあるんです。藤岡委員が言われるのは、日付は3日ですけど、10月7日に提出された、つまり第2回の政治倫理審査会があった後に出てきた事象をもって、これが遡って否になるということになるんですね。そういう意味で言われているんですが、この辺は難しいですね。適否の判断を改めてここでするのかということがあるんですけども、難しいところだと思います。吉永委員の言われるように、中島副会長が出された事案を確認した上で、適否を含めた議論するというのも一つの手なのかなと思っています。私は1回適と言っているんで、なかなか否ですよというのは言いにくい立場であることを御理解いただければと思います。

奥良秀委員 自治会のことということで、藤岡委員が言われるのもよく分かります。前回の審査会の中でも、ここは警察の場じゃない、司法の場じゃないと言ったこともよく分かります。先ほど来から出ているように、多くの人を巻き込んで、疑惑があるから慎重にやったほうがいいということも議事録の中にもあります。私も最初的时候には適という判断をさせていただいておりまして、今更また否というのもなかなか難しい。会長もよく言われているように、事実の積み重ねということで、慎重さを持ってやられるのであれば、もう一度というか、一度きりで終われるようにしていただければと思います。

宮本政志委員 大井委員と奥委員が言われることが、僕はよく分からない。藤岡委員は自治会のことうんぬんとかじゃなくて、さっきから言っているでしょう。調査請求書がもう既に成立していないじゃないかということであって投げ掛けたわけだから、そのことについての論拠をまず示して、そしてという説明をしていただきたい、特に奥委員が言われたことは、全く藤岡委員の問題提起に対して論拠が入っていないので、その辺りを踏まえた議論が必要じゃないかなと思います。それと、吉永委員が言われることというのは理解できる。つまり、これをこのまま政倫審が進んでいくに当たって、正に今中島副会長は、こういったことで添付資料を出された。これを参考にして、森山議員を再び参考人招致してくださいということを言われているわけです。今ちょっと議論が二つになっていますから、それをきちっと分けて議論していただきたい。それから先ほど中島副会長が出された添付資料に対する森山議員の参考人招致について、私は、この内容、添付資料を読むのであれば、大きなネックになるのは、実は前回、参考人のときに奥委員が一番重要な質疑をしたわけです。それは何かというと、説明責任について今後どのようにお考えかと。それに対して森山議員の明確な答弁は、議事録を読んでもなかったと思う。態度の問題もあったかもしれない。そうすると、説明責任に関して、森山議員を参考人として、もう一度呼ぶのか。呼ぶのであれば、私はこう

いう項目とかじゃなくて、森山議員の説明責任そのものを参考人招致の内容とするのがベストじゃないかなとは思っているの。だから、こういったことを聞くんじゃなくて、説明責任を果たさないといけんと。それは前回の議事録を皆さん読んだと思うけど、一番重要なのは、そこだと思ったわけよ。奥委員は、そのことを聞いたよ。それに関してちゃんと説明責任を果たしていないと思う、これを読む限りは。その件で、参考人招致して再び呼ぶか。そのときにはこういったことじゃなくて、説明ししっかりさせると。その議論と藤岡委員が言われた、この請求書はもう成立せんじゃないかと。そこを論拠に話していかんと、自治会のことであって、倫理条例のことで藤岡委員が言われとるんじゃないんだから。それをちょっと分けて、議論していったほうがいいと思うんですけどね。

大井淳一郎委員 分けてということと言われましたが、藤岡議員が、そもそもこれは成り立たないんじゃないかということと言われるので、それであれば、話が進まないじゃないですか、説明責任ということも含めてね。だから、それをまず話さないといけないのかなと思っています。これが出てきたから、もうこれ以上進めないんじゃないかという話をされていると思いますので、まずそれを確認しないといけないのかなと思うんです。私も適という判断したから、縛られているところもあるんですけども、言われるとおりの申立書が出てきて、解決しているんだからということとは後から出てきたんで、判断が変わることもあり得ます。ただ、事実を積み重ねていこうという審査会の趣旨から言えば、出されているものも含めた説明責任という場は設けるべきじゃないかなと思うんです。だから、適否という判断もだけれども、適にしたから政治倫理基準に反するという判断ではありませんので、当然、違反するかしないかというのは、別の判断になると思います。その上の判断基準として、藤岡議員の言われる事情が変わったということも考慮されるべきかなと思うんです。

宮本政志委員 大井委員が言われるような議論で、もう少し深めたほうが僕は

いいと思うの。正に僕も2回目のときに中岡委員が最初に発言したよね。調査をしていく場として、前提は政倫審としてはいかなもんかなと。ただし、いろんなマスコミの関係があったり、いろんなことがあったんで、調査の場として適じゃないかということをおっしゃった。そして、大井委員が多少矛盾を感じられて、いろいろ質疑応答があった。そして、私も同じ調査の場として、適ではないかと。つまり、中岡議員も私も大井さんも同じ適という前提での結論を2回目に出している。ここは同じなんよね。ただ、大井委員が言われるとおりになんよ。それを議論していかないとというのが、この調査請求そのものが申出書によって、適否を議論したときとはがらっと変わったわけよね。今の時点では、藤岡委員は、この請求書自体が要件をなしていないからということをおっしゃっている。それから、事実の積み重ねによって、中島副会長の提案である再びの参考人招致について、もう少し慎重な議論をしていかんと、事実の積み重ねのための過程が適否に影響するようじゃいかんので、そこをしっかりと議論したいと言っている。

藤岡修美委員 もう一度調査請求書に目を通してほしいんですけども、調査請求の対象となる事由の内容の①、②、③です。これについては、今回の申立人である元請求代表者が、取り下げられた調査請求書にも挙がっている項目なんです。この①、②、③については、自治会内では、森山喜久氏の問題は全て解決しておりますというふうに、どう考えてもそれしか理解しようがないと思っています。この調査請求書の調査請求の対象となる事由の内容の①、②、③が、私はこの申立書で解決していると理解できるんで、今回の3議員による8月29日付けの調査請求書自体が無効ではないかと考えております。

宮本政志委員 そうすると藤岡委員が今おっしゃるのは、参考人とかうんぬんとかという議論には入らずに、もうこれで要件が自治会で解決しとるんだから、これで結審したらどうかということですか。これで結論を出したらいいということですか。適否には行かずということですか。その辺

りもう少しお願いします。

藤岡修美委員 何回も繰り返しますけども、8月29日付けの3議員からの調査請求書自体、調査請求の対象となる事由の内容が10月3日付けの申立書でなくなったと考えておりますので、今回の8月29日付けの調査請求書自体が成立しなくなると私は理解しております。

中島好人副会長 現に出されたのが取り下げられて、新たに議会の中で政治倫理条例にのっとして、そういう疑惑が持たれている点があるんで、これはきちっと解明していく必要があるということで、議員3名でちゃんとやっていこうじゃないかということで提出されたものですから、自治会内で解決したから、それで終わりということではない。きちっと疑惑を解明していく必要があるんじゃないかということで提出しているわけですから、そう判断しております。

藤岡修美委員 中島副会長が言われるのはよく分かるんですけども、それはこの申立書が出る前の議論で、この政倫審に掛かって、皆さん議論されてきたと思います。この理由がなくなるんです。調査請求の対象者の事由の内容ですが、これは元請求代表者出されている調査請求書にも①、②、③があり、10月3日付けの申立書で全て解決しておりますとなっていますので、全然状況が変わってきているんだと思うんです。

中島好人副会長 申入書が出ようと出まいと、市民の中の疑惑というのは解明されていないわけです。それは自治会内の話であって、市民全体の奉仕者という立場に立つならば、議会としても、そういうのをきちっと正していく役割があるんじゃないかと思っています。

藤岡修美委員 それはあくまでも、8月29日付けの調査請求書に基づいて開かれた政治倫理審査会で議論されるべきで、この8月29日付けの調査請求書の調査請求の対象となる事由が10月3日付けの申立書によって

なくなってしまうんじゃないか。だから、本来この調査請求書は無効で、本政治倫理審査会で扱うべき事項ではないと理解しております。

宮本政志委員 中島副会長、矢田委員にちょっとお聞きしたい。自治会内で解決したということは、①の指摘されるまで通帳に入金していないということも、それから②の虚偽記載ではないかということも、③の通帳残高疑惑があるんじゃないかということも、全て解決したから自治会は和解したわけですね。そうすると、いいや、自治会は和解したかもしれん。私らは和解を認めんと。それは勝手に自治会と森山議員がやったことであって、私らは和解を認めませんと。和解したんかもしれんけど、ここは違いますよということをお願いしたいのか。自治会が和解したとしても、それは関係なく、議員としてと言われたと。そして、指摘されるまで入金していないとか、虚偽記載とか、残高疑惑があるじゃないですか。自治会が和解しているのにもかかわらず、和解ということは、自治会のことは、もうこれは解決したということよね。それを、いいや、そんなもん解決していないでしょうが、これはおかしいじゃないかということをお願いしたいということですか。和解したらこれは成り立たんよね。

矢田松夫委員 どこやらの紙にも書いてあったけど、この場合は自治会総会ではない、自治会の議論をすべきでないと。確かにそういうことでありまして、この3人が出したのは、議員というのは、疑惑を持たれたときは、しっかり説明責任を果たしなさいよということなんよ。だから、この政倫審の中でやるんですよということなんです。

宮本政志委員 矢田委員が言うのは分かるの。そうしたら、先ほどちょっと疑問があったから言ったんだけど、仮に参考人を呼んだとしたら、説明責任をもう一度森山議員に参考人招致して、果たしてもらおうと。その場合は、先ほどの中島副会長が出されたような1から6のようなことを聞くんじゃないくて、あくまで説明責任を果たす場を与えるという解釈なら理解できるんですよ。つまり、もう和解したんでしょうと。自治会が和解

したことを、何で勝手に議会が、「あんたら和解したかもしれんけど、この疑惑について、この疑惑についてというのはおかしいんじゃないんですか」と言えるの。例えば、世の中で交通事故をやったと。もう和解して終わったと。それを第三者の国民が和解はおかしいだろうと果たして言えるのかという話なんですよ。その論点からすると、矢田委員が言われることは理解できる。藤岡委員の今の疑問点に関しては、もう少し議論を深めていくべきなんでしょうけど、参考人として呼ぶかということに関しては、こういう細々としたことじゃなくて、森山議員にもう1回きちんとした説明責任を果たす場として、参考人招致すると矢田委員がそう言われましたよね。それなら理解できるの。だって自治会は解決しているんだから。解決しとるのを何で議会がいちいち、「いいや、解決してないでしょうが。その解決はうそでしょうが。これはどうでしょうか」といちゃもんをつけて、細かいことを聞けるの。それはおかしいよ。矢田委員は、そういう意味で言われたんでしょう。そういうのは理解できる。説明責任を果たす場の参考人招致だから。

矢田松夫委員 もう一度言いますように、政治倫理条例に基づいて、自ら疑惑を持たれた議員については、説明責任を果たしなさいよと。果たしてないから、もう1回参考人を呼ぶんだと。自治会内部のことではありませんよと。この政倫審の場で議員自らが疑惑の解明をすべきじゃないかと。それをもう1回やるべきじゃないかということを何度も申し上げている。

宮本政志委員 説明責任を果たす場として参考人招致をもう一度するんであれば、委員からのこういう質問は成立しませんねと言ひよるの。説明責任を果たす場として与えると。あれについてこうなんか、これについてこうなんか、この疑惑についてこうなんか、この虚偽記載についてどうなんかというのは、和解しとるんだから、いちいちじゃないけど、そういうことを聞くのは、自治会のことに対して議会が入り込むようになる。質疑はないけど、奥委員が言われたような説明責任が一番重要なんよ。ちゃんと果たしていないというところもあるよ。そうしたら、そこを説

明責任の場として、参考人招致のときに説明責任を果たす場にするということでもいいんでしょう。だから、もうこういった質問はなしね。

矢田松夫委員 疑惑を持たれた内容について質疑するのは当然だと思います。

そのことについても、こちらが質問して、説明責任を果たすのは、当然のことだと思っています。ですから、説明責任だけじゃなくて、説明責任の基になることは、当然質疑というのは、私はあると思います。

宮本政志委員 さっきから言っているでしょう。もう自治会は解決したわけでしょう。それで申立書が出ているわけでしょう。ああいう資料も勝手に使うな、承諾もしていないということが出たわけでしょう。御本人も呼ばれても出ませんでしたか、ここに来て発言しませんといった旨のこともあったわけでしょう。そうすると、自治会が解決したことを議会が政倫審の場で、それはおかしいでしょう、それはどういうことなのかというのは、どうなの。

矢田松夫委員 何回も同じことを言うけど、疑惑を持たれたら、自らその疑惑を解明しないといけんけど、その解明をしていない。（発言する者あり）いやいや、解明していないから、その事実について、もう1回聞くと。

（発言する者あり）自治会が自治会がと言うけど、自治会の中には、まだまだ不信感、あるいは疑惑等の声もあるわけなんです。それを全てがどうのこうのということにはならんということなんです。だけど、泥試合になるけど、請求書をもう1回違う人が出したらどうなのかという声もあるわけなんです。そうなったら泥試合になるから、そうなりといけないから、もう少し深掘りして、本当に疑惑が解明されるかどうかというのは、政倫審としての責務じゃないかと思うんです。なければないでいいですよ。でも、先ほど委員が言われたように、もう1回開くべきじゃないかと。本人を呼んで、参考人招致して、その中で疑惑を解明するのかもしれないのか、できるのかできないのか、具体的な事実に基づいてやるべきであるということなんです。

宮本政志委員　今の矢田委員の発言は怖いんです。こう言いましたよね。自治会の中で解決したけども、その解決に不満を持っている人もいるから、その人たちの代わりに、あるいは意見を聞いたから、これに関してというふうに受け止められるの。そうすると、自治会の中で解決したという判断になったけど、自治会内でその判断に異議があるんなら、自治会内で解決すればいい問題でしょう。何で解決になったの、うちの自治会はと。それは自治会内の議論でしょう。そういう不満がある市民の方から意見を聞いて、議員が行動する。僕は矢田委員の発言は怖いなと思うね。ちょっと問題あると思う。自治会で解決すればいいの。その方々が自治会の中で解決する。それで不満があるんなら、また、こういった形で調査請求するなりしたらいい。自治会内は解決したと出たんだから、その中で紛糾しているのは自治会のことでしょう。自治会内で議論してもらえばいいの。それを理解していない、和解に疑問を持つ市民の意見を前提にするというのは、いささか怖いなというところがあります。

矢田松夫委員　いろんな疑惑を持っている市民の原因の元となるのは、議員の今回の行為である。だから、そこには政倫審という場が必要であるということなんです。

中島好人副会長　要するに森山議員の連名というか、１００名分というか、やはりこれへの信ぴょう性というか、自治会内うんぬんというよりも、ここにおける信ぴょう性についてが一番大事な点じゃないかなと思っていてるんです。自治会内で解決したから、もうそれでいいんだとは判断していないんです。

宮本政志委員　藤岡委員が先ほどから言いよるじゃないですか、そのとき１８０名かどうか忘れたけど、政倫審立ち上げの要件を満たした署名が集まったでしょう。そのときはそうでした。ところが、もう解決しましたよと自治会から出たわけでしょうということを言いよるんだから。中島副

会長は、解決する前の前提の話を出しても駄目よ。確かに最初は署名があった。だけど、解決したんだからということを藤岡委員が言いやる。そのことに関して、この調査請求の①、②、③について、もう要件を満たしていないということを言いやるんだから、それについてということじゃないですか。

中島好人副会長 要するに、上にあるように、政治倫理条例第3条第1号に基づいてです。その中の資料の4番の森山議員の弁明のチラシの解決は、行われていないわけですよ。ですから、ここにおいてきちっと聞きたいということで、お手元に配付した質問項目を挙げているわけです。だから、自治会内うんぬんというのは、釈明文そのものの信ぴょう性というか、そこを確かめたいと思っているところです。

藤岡修美委員 中島副会長が言われるのは、今回の8月29日付けの調査請求書の調査請求の対象となる事由を証する資料の名称の中の4番を言われていると思うんです。それはあくまでも資料であって、調査請求の対象となる事由の内容①、②、③が、私はもう今回10月7日受付の申立書によって、何回も言いますように、もう成立していないから、この調査請求書自体、確かに資料としてありますけども、この調査請求書自体が無効ではないかという意見です。

伊場勇会長 いろんな御意見を頂きました。説明責任をちゃんと果たすためにも用いるべきじゃないかということも、議論の中にありました。ただ、そこでは説明責任をちゃんとしてもらうだけであって、中島副会長が提案した細かい部分のところは、質問する必要はないんじゃないかという御意見もございました。また、請求書がそもそも調査するべきではないという意見。ただ、この審査会は一度調査するべきだ、適だということで進めている中で、森山議員にも、一度来て説明いただいた、質疑応答いただいたということでございます。今後、これを進めるに当たって、先ほど初めに話した説明責任だけであれば、呼んでも差し支えない

じゃないかという御意見もあった中で、どうするか皆さんで決めていただきたいという話だと思っております。

大井淳一郎委員 今、説明責任あるいは中島副会長が出された質疑に答えるという中身は分かりませんが、森山議員に1回出てきてもらうという前提として、これが意味がないんじゃないかという話を通と呼べないですよ。だから、藤岡議員はもうそれもやらんでいいということですか、説明責任を。

藤岡修美委員 この調査請求書自体が無効だと私は考えておりますので、その時点で、この政倫審が否であると考えております。

大井淳一郎委員 藤岡委員の意見によればそうになってしまう。ただ、僕は法律をかじっているので、この無効という表現がね、どうも引っ掛かるんです。事務局に聞きたいんですが、無効となるとしても遡及的じゃなくて、将来的に事情が変わったんでという意味だと思うんですけど、分かりますか。藤岡議員は、請求書が出された。ただ、その後になって、自治会内で解決したということが申立書で出た。だから、この請求書が無効になるんじゃないかということ言うんだけど、私は、遡及的に無効になるものではなくて、事情の変更があったことを受けて、将来的にこれは意味がなくなるという意味で捉えている。言葉の問題で、藤岡委員の意見にけちをつけているわけじゃないよ。少し休憩を取っていただき、調べていただければと思います。

宮本政志委員 大井委員の質問というのはすごく重要なんで、これはしっかり事務局で精査していただきたい。それと第7条の中で、次に掲げる事項について審査する。(1)が調査請求の適否、(2)政治倫理基準に違反する行為の存否、あるかないか、これは先ほどちらっと大井委員が触れられた件なんよね。(3)それでありました、こういう行為が認められますとなった場合のことだから(3)はいい。この(1)、(2)に

も、その後にただし書きとかないわけよ。だから、大井委員のことは、法の不遡及の法則とかいったことも踏まえた上で言われたよね。条例上もただし書が出ていないわけよね。だから、そういったことも踏まえた上で、藤岡委員の今日のこの時点で、あるいは申立書が出た和解という時点でということで先ほど言いよったよね。それも踏まえた上で、時間が掛かると思うけど、的確なアドバイスを頂きたいなと思います。

伊場勇会長 少し整理するために、暫時休憩いたします。

午前 10 時 50 分 休憩

午前 11 時 5 分 再開

伊場勇会長 それでは休憩を解きまして、再開します。まず始めに事務局の見解をお聞きします。

岡田議会事務局庶務調査係書記 先ほどの藤岡委員の御質問、調査請求の対象となる事由の内容がなくなったときに、この請求書が無効になるのではないかということについてお答えさせていただきます。先ほど大井委員がおっしゃったように、法律的に無効と申しますと、誰からでも主張でき、なおかつ遡及してなので、遡って効果が生じるということになります。ですので、そのままの意味で捉えますと、審査会を開いたことですか、これまで行った議論全てがなくなるということにはなるのですが、藤岡委員がおっしゃった前後の文脈から推察しますに、恐らく藤岡委員としては、法律用語としての意味で無効ということはおっしゃっていなかったのではないかと考えられます。この調査請求の対象となる事由の内容が否定された結果、正しく申し上げますと、この審査会の結論として、適否を判断するに当たって否になるのではないかという意味で無効という言葉が使われたのではないかと推察いたしますが、いかがでしょ

うか。

藤岡修美委員 事務局の言うとおりでありまして、10月7日に受け付けた申立書が出た時点でという判断で、今までの審査会の内容を否定するものではありません。

岡田議会事務局庶務調査係書記 ということで、大井委員が言われたように不遡及の問題は生じないのではないかと考えております。その後、宮本委員から第7条に関する御質問を頂きました。第7条は審査会の審査の内容でして、調査請求の適否ですとか政治倫理基準に違反する行為の存否を審査会で議論していただくという内容になっているのですが、現在、第1回の審査会におきまして、調査請求書が適であるという結論の下、審査は進んでいると思います。その後、請求者の方への質疑や参考人の招致等を通して新たな事実がたくさん出てきたと思われまますので、その結果によって、また調査請求の適否の議論に戻るということは考えられ得ると思われまます。したがって、一度適と決めてしまったから、この第1号の適否について、今後、議論できないということではないと考えております。

大井淳一郎委員 先ほど事務局から確認いただきましたし、また藤岡委員の意図も分かりました。私がこだわったのは、無効ということによって、この審査会が全てなくなる。あと、宮本委員も常々おっしゃっている事実の積み重ねが全部なくなることは本来意図することではありませんので、それを踏まえた上で、今後、請求の適否等について議論していけばいいと思います。

伊場勇会長 今の事実を踏まえて、今からどう進めるべきかについて御意見ある方はお願いします。

大井淳一郎委員 藤岡委員の出された意見を踏まえて、事務局の意見を踏まえ

て、この審査会の中で、これから請求書の適否について改めて議論するかどうかを確認したらいいと思います。その上で、すぐにはならないでしょうから、話はどうなるか分かりませんが、委員の皆さんに請求の適否について改めて議論するかどうかを決めていただくとよろしいかと思います。

宮本政志委員 大井淳一郎委員の言うとおりでしょう。私は藤岡委員の提起から、こういう議論に入っていますので、当然適否についても一度審査会で議論すべきだと思います。議論することが必要か必要ではないかというときには、それぞれの委員は論拠を示してもらいたい。

伊場勇会長 適否については、今から議論するということになりますが、考えをまとめていただく時間を取りたいと思います。暫時休憩します。

午前 11 時 12 分 休憩

午前 11 時 23 分 再開

伊場勇会長 休憩を解きまして、再開します。立ち返って、調査請求の適否について議論するかどうかを諮りたいと思います。意見のある方はお願いします。

吉永美子委員 議会ですから、議論することは決して否定するものではありません。ただ、これまで議論をいろいろしてきたところで、調査請求の適否については、大事なところで、これが否ですとなると、政治倫理基準に違反する行為の存否についても否ということで決定します。大事なところですので、調査請求書の適否についての議論については、この会議録をもう一度精査した上で、自分自身の考え方をきちっと持って、この場に臨むべきではないかと思います。ですので、今から適否について

議論するというのはちょっと、ほかの日に日にちを置いて、考える時間を持ったほうがいいのではないかと考えています。

宮本政志委員 会議録の件が出ましたが、前回までの会議録は、皆さん目を通していらっしゃると思います。今日の議論に関しては、その都度、会議録を確認したほうがいいような事項があれば、暫時休憩を入れるなりして、確認すればいいと思うんで、別段、この場で議論に入っていくことも問題ではないし、可能だと思います。次回というか、後日にする必要はないかなとは思っています。

伊場勇会長 吉永委員からは、ほかの日にしたほうがいいんじゃないかということと、議事録が公開されているんだから、今からでもできるんじゃないかという御意見です。そのほか。

矢田松夫委員 私も吉永委員が言うように、非常に大事なところであるし、私たち3名が出した政治倫理審査会設置の要求書そのものが、ゼロか百かで、否定された場合は、大変なことになりますので、もう少し時間的な余裕を頂きたいということであります。

宮本政志委員 なぜ時間が要るんでしょうか。だから、先ほど言ったでしょう。会議録は前回まで出ています。もう何度も何度も委員の方は、読み直し、あるいは読み込み、熟読していらっしゃると思います。そして今日の9時からの2時間少したった議論の内容に関しては、当然、今のことから、それに対して確認しないといけないことがあれば、暫時休憩を入れるなりしてでも確認すればいいことなんで、なぜそこまで時間が要るのがよく分かりませんね。明確にお願いします。

矢田松夫委員 もう少し調査する時間がほしいということです。

宮本政志委員 なんの調査ですか。具体的に言ってくださいよ。たしかに時間

を掛けて議論しないといけんことはあります。ただし、無意味な時間を掛ける必要がなかったら、無意味な時間を掛ける必要はないんですよ。だから、時間を掛ける必要性というのが私は感じられない。だから、詳しく、何の調査とか、だから時間が要るんだと、その辺りをお願いします。

矢田松夫委員 もう少し事実の積み重ねの調査が要るということです。

伊場勇会長 そのほか意見はございますか。これからやるか、少し時間を空けるかというところで、意見が割れております。吉永委員が言われる、これまでの議論を見て、根拠をしっかりとしたいというところについては、議事録をまた読み直して判断するということですか。

吉永美子委員 本来であれば、先ほど中島副会長から疑問点ということで、紙が出たわけじゃないですか。それについて、本来であればその場で問いただすべきだったところが、抜けたというところを尊重すると、もう一度説明責任を果たしていただくというのも、私はやむを得ないかなと思っていただけです。そうすると、請求の適否となってきた、それが適なのか否なのかをそこで判断していくと、やっぱり請求が適と言わないといけないとなるのかな。でも、単純にそれでいいのかなと悩んでいるところなんです。ですので、たまたま矢田委員も少し時間をくださいと言われました。私自身も考えさせていただく時間を頂きたいと言ったつもりです。今までの議論を踏まえて、今日のも踏まえてということです。

伊場勇会長 具体的にどれぐらいの日にちが必要かというのは、今言えますか、言えませんか。

宮本政志委員 今の吉永委員の内容からすると、前提は適じゃないんですか。つまり、説明責任を果たすべきかどうかということになるのであれば、

これは続けるべきだ、適でしょう。藤岡委員が問題提起されているのは、請求書の事由の内容について提起されているんで、説明責任ということ重視されるのであれば、これはもう議論の余地なく適という方向になるんじゃないかなと思いますけどね。だから、その辺りを今から議論に入って行って、結論を出していけばいいんじゃないですか。

吉永美子委員 要は言葉というところで、事由の内容というところを見ると、このところには、森山議員自体がきちんと説明を自治会の中で果たしていないとか、そういった言葉自体はないわけですよ。ですので、この①、②、③の中で、どういうふうに私自身が捉えていけばいいかな、適としてとらえるべきなのか、否なのかというところや中島副会長が言われる疑問を残したままでいいのかというところの判断に悩んでいるというところですよ。

藤岡修美委員 吉永委員の論点は、この調査請求書に基づいて、この調査請求の対象となる事由の①、②、③について審議という話なんですけれども、改めて申しますけれども、この①、②、③については、10月7日付けで元請求代表者から受け付けた自治会内では森山喜久氏の問題は全て解決しておりますということによりますと、この①、②、③は解決済みであると私は理解せざるを得ないんで、その議論は必要ないかと思います。

中島好人副会長 同じことを何回も言うような気がするんですけども、ただ単に自治会内の問題で解決したとか、まだ多くの方が理解していないとか、そういうところではなくて、自治会外でも、多くの市民を巻き込んだ、現時点で疑惑を持たれている点があるんで、その辺については、きちんとただしていくのが政倫審の役目ではないかと思っているんです。やはり、この請求書は引き続いて審議すべきだと思います。ですから、申立書が出ようと出まいと、私は審査すべきではないかと思います。だから、適か否かという判断では、適で進める必要があるのではないかと思います。今は一步の段階ですから、今後どうするかは次の段階だと思っています。

ます。

大井淳一郎委員　ちょっと確認したいんですけど、今は、適否の議論になっていますが、適否の議論をするかどうかですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）今まで適とした上で話をしとるから、議論のステージをちょっと変えるということですので、それでみんなの意見を聞かないといけないと思っています。適否の判断を今ここで言うのはちょっと違うかなと思っています。（「はい、そうですね」と呼ぶ者あり）適否の議論をするかどうかを会長が聞いています。その辺を改めて、皆さんに確認していただきたいと思います。

伊場勇会長　今から適否の議論をするかどうかで、今からするべきだという意見と、少し時間を置いたほうが良いという意見がございました。議論を今からするかどうかについて、そのほかの委員の方はどうですか。

藤岡修美委員　まだ調査が必要だという御意見もございますが、適否に関しては、調査請求書と申立書の２点を考えればいいわけで、私は今から適否を審査する議論をやって構わないと思います。

伊場勇会長　そのほかいかがでしょうか。時間が欲しいという２人の御意見、そして、今からするべきじゃないかという２人の意見です。

大井淳一郎委員　当然、適否については、意見は分かれるとは思いますが、議論することが必要だと思っています。時間があるかないかというのはありますけれども、取りあえず議論してみて、結論が出るか出ないかは別問題なんで、議論することは必要ではないかと思っています。論点が出てくるでしょうし、それが解決するかしないかは分かりません。今日は、もう５時を過ぎているとかではないので、可能ならば、協議はするべきだと思います。結論は、今日出すかどうか分かんないですけど。

伊場勇会長 （発言する者あり）時間が欲しいと言っていたことですね。後日にしていただきたいということで御意見があったということです。

宮本政志委員 議論するために時間が欲しいのか。（「そうです」と呼ぶ者あり）そうなの。大井委員と私は一緒なんやけどな。議論はすればいいんじゃない。ただ、時間が要ると思われたら、議論不十分、つまり、今日は結論が出せんかった。出せるなら出したらいいという流れは分からんわけよ。議論すら時間を掛けないとできんというのは、できる範囲であればいいという話にならないか。

伊場勇会長 結論に行くかどうか分かりませんが、議論は、今からしていくことでいかがでしょうか。矢田委員と吉永委員、いかがですか。

矢田松夫委員 先ほど言ったとおりです。

伊場勇会長 もう一度、具体的に言っただけですか。

矢田松夫委員 請求書と申立書を含めて、あるいは、これまでの3回の議事録を含めて、精査する時間が要るということで、次回に回してもらいたいということです。

伊場勇会長 どういたしましょうか。少し暫時休憩をします。

午前 11 時 35 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

伊場勇会長 休憩を解いて、再開します。調査請求の適否について、今から議

論するかどうかという話をしておりましたが、この適否が今日決着すると決めたわけではございませんので、この調査請求の適否について、今から議論してはどうかと思います。吉永委員と矢田委員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、調査請求がそもそも適なのか、否なのかという議論を進めたいと思います。（発言する者あり）奥委員は、御意見がなかったので、よろしいということの解釈です。それでは適否について御意見がある方はお願いします。

大井淳一郎委員 意見というか、まず論点として、藤岡委員が言われている意見を踏まえて議論したほうがいいと思っています。申立書によると、①で、自治会内では森山氏の問題は全て解決しておりますということで、解決しているんだから、もう適さないんじゃないかという発言であったので、そもそも解決しているのかどうかということを、まず、今までの事実、積み重ねてきた事実を基に皆さんの意見をもっと頂ければと思います。ここでしょうね。まず解決しているかどうかですよ。人によっては違うでしょうね。

宮本政志委員 たしかに10月3日の申立書の①、②、③で、①の問題を全て解決しておりますというところ。それと②も重要で、そもそも最初に政治倫理審立ち上げのときに、これを適にしようとしたときの資料というのは、自治会の承諾を得ていますとか、いろんなことを前提として、その資料を基に適否を判断してきた。ところが、②には自治会の資料を公にすることについては、一切の問合せも受けておりませんと。それから、資料開示を了承しておりませんので、勝手な使用はお断りしますといたら、もともと適否を議論する、判断する、その大きな判断材料となった資料そのものが果たしてどうなのかという問題でしょう。まして、政治倫理審査会、そして山陽小野田市議会として、こういった資料をちゃんとした確認と言質も取らず、出席委員の文言だけをうのみにして扱ったわけですよ。これは議会としても大きな問題をはらんだ、責任が出てきたなと思っているぐらいなんです。だから、私は藤岡委員の論拠は肯定する

し、同じですし、おまけにこの②も考えれば、私は、この時点では、藤岡委員と一緒に、この調査請求書そのものが、もうこれは適には該当しないと思っております。

藤岡修美委員 元請求代表者が8月22日付けで一度出された調査請求書の調査請求の対象となる事由の内容の①、②、③について、今回の8月29日付けで3人の議員から出された調査請求書の調査請求の対象となる事由の内容①、②、③と重なっております。元請求代表者は、取り下げられておりますし、またその元請求代表者が、今回の申立書で、「自治会内では、森山喜久氏の問題は全て解決しております」と書かれております。この調査請求書の①、②、③の事由の内容については、私は解決済みであると考えますので、今回の調査請求については否であると考えます。

中島好人副会長 先ほどは、議論するかしないという中で、議論に入ったんですけども、改めて議題になりましたんで。私は、ここに来て自治会内だけの問題ではないと考えます。市議会議員という公職のある者が疑惑を持たれているわけですから、それは市民に対してもきちっと説明責任を果たしていく面でも、一つ一つ解明して、自分で説明責任を果たしていくことが、今求められているということで、進めていくべきだと私は考えております。

宮本政志委員 中島副会長、矢田委員でもいいんだけど、資料がもう削除されて扱えないわけ。扱えない今の前提で、あなた方3人が出した請求書というのは100%整合性が取れると言い切れますか。

中島好人会長 資料として④はきちっと成立しております。それに基づいて議論の必要性はあると思います。今までもそのことを積み重ねてきたわけですので、このまま続けていくことが大切じゃないかと思っております。

宮本政志委員　そうすると、矢田委員、中島委員にお聞きしたい。だからさっき言った、これは私どもも大きな責任があるけども、出された資料に関しては了解を得ているという発言の下で、こちらもうのみにして、本当にいけんやったですよ。反省しておりますよ。責任も感じています。それで後日、申立書でそういった全否定されるようなことが出てきた。そういったものを出しておきながら、それを基に調査請求書がいまだに100%整合性が取れていると思っていらっしゃいますか。削除された点は、どういうふうに受け止めているんですか。ある意味虚偽ですよ、勘違いじゃなくてね。あうんの呼吸とか、任すと言われたからそうなんだって、議員が任すと言われたら、全て自分のいいような解釈で全てやっていいんだろかという大きな疑問がある。なんで確認せんやったんやろかという大きな疑問がある。これに関して、私も政倫審の委員として、そこを確実に双方から言質を取って、確認を取っていなかった。これは大きな反省ですよ。その辺りどう思いますか。出された資料を否定されているじゃないですか。

矢田松夫委員　そういう質問が第3回にもありました。まさかこういう申立書が出るとは予想もしなかった。当時は2人の信頼関係に基づいて、29日に3名が出したわけです。何回も言うように、元請求代表者、自治会の方とは、そういった信頼関係の下に出してきたということでありまして、いまだに私自身の思いについては、この①から③についての疑惑は晴れていないということであります。

宮本政志委員　だから、最初があうんの呼吸とか信頼関係で出したけど、そうじゃなかったと。だから、出した資料は全部削除されたと。それでも8月29日に3名が出した調査請求書は、100%整合性がありますよとお思いかと言っているの。

矢田松夫委員　だから朝の私の質疑のように、もう一度その確認については、参考人招致の中で、新たな事実が出てくるということも含めて議論して

いきたいということなんです。

宮本政志委員 私は何回も言うよ。もともとこれを出したときの資料は削除。

つまり、出された方の勝手な解釈で出した。ところが、了解もしていない、出さんでほしいということが出てきた。おまけに解決もしているんですよ。だから、そういったことは全て事実でしょう。その事実を前提にした場合、事実の積み重ねをしてきたわけですよ。そういった事実を積み重ねてきたわけですよ。その結果、藤岡委員と同じく、私は否じゃないかということで、議論に臨んでいるんです。

矢田松夫委員 だから私は、全て解決しているのかしてないのかということについては、この政倫審の中で議論していくべきだと何回も言っているわけです。

大井淳一郎委員 全て解決ということなんですけど、この申立書をもって全て解決しているという御意見もあるけれども、それに対して解決していないんだという意見もあります。どの点で解決していないと言えるのかということの御意見を頂きたいと思います。中島副会長か矢田委員になると思います。解決していないんだということで、多分これを出されているし、取り下げないし、適だと言われていると思うんですが、そこをやらないと議論にならないなと思うんです。申立書によると解決しているんじゃないか。解決していないよということの論拠を示していただくと助かります。

中島好人副会長 先ほど、最初に文書等でお示ししていますけども、私は現金の管理状況の確認、管理状況がどうだったのかというところがきちっと解明されていないと思っています。

大井淳一郎委員 解決しているかどうかというのは、それぞれのお考えだと思いますけど、今の保管関係については、先般、森山議員から説明資料と

して出されておりまして、その保管方法については書かれてあります。その辺りを踏まえて、これが事実としてありますので、特にそれ以上何か突っ込んで聞く必要があるのかというのは、積極的なものを示せないと前に進めないかなと思うんです。その意味で意見を述べさせていただきます。私は、この問題を解決していれば否で、解決していなければ適という問題ではないのかなと思っております。そもそも、自治会内の出来事でありまして、それが政治倫理の問題かということを最初に議論すべきではなかったかと思っています。私もいみじくも政治的な配慮で中岡議員が言われたもんだから乗ったところもありますけど、そもそも政治倫理とは何かというところから入って、この適否は考えていかないと、今後、政治倫理条例の改正等も視野に入れていく上での議論にもなりますし、そこの本質的な議論も実は必要ではないかと思っています。ですから、解決したら否で、解決しなければ適という問題ではないのかなと思っています。そもそも、自治会内のことです。森山議員の説明責任という言葉が出ましたが、それは政治家として必要かもしれません。それは政治家として疑念を持たれているのであれば、自治会内、あるいは別のステージでやられることだと思っています。それを見て、有権者は判断されることだと思えます。それは森山議員の自身のことです。それを政治倫理審査会というステージで拘束できるのかということは、ちょっと考えていかなくتهはいけないと思っています。

矢田松夫委員　今は適か否かという大井議員の前の質問の件で言います。①、②、③の事由の内容ですけれど、指摘されるまで通帳に入金してないと書いてあります。結果として入金していて、事は済んだから全面解決だという言い方なんですけど、私が言うのは指摘されるまでどうであったのかというのをまだ疑惑を持っている。さらには、例えば虚偽記載、通帳の虚偽記載、会計の虚偽記載についても、実際、領収書があったのかないのか、ないのに支払ったのか。それらについても、まだ疑惑は残っているんじゃないかという話をしていきたいということです。それから先ほど10月14日に説明資料が出されましたけど、その中では小規模

土木について全て解決しているということになっておりますけど、これらについての事実経過の話を聞きたいというところもあるわけなんです。それについても、全て申立書の中では解決したと言いながら、実際、その日付、金額等についてどうだったのかということも疑惑が残っているんじゃないかということでもありますので、まだまだ議論する余地があるということです。二つ目の大井委員のことについては、なるほどという件も、内容についてはそうかなということもあります。しかし、その前の前段で議員が疑惑を持たれてはいけないという説明をした後に、大井委員の2番目の議論に行くんじゃないかと思います。

伊場勇会長 お昼を過ぎましたので、ここで休憩させていただきたいと思います。再開は午後1時からということで、よろしくお願いします。それでは休憩に入ります。

午後0時5分 休憩

午後1時 再開

伊場勇会長 それでは休憩を解きまして再開します。調査請求の適否についての議論を続けます。意見のある方からよろしくお願いします。その前に午前中のうちにしようとしていたことがありまして、それについて皆さんの意見を一致させたいところがあります。まず、調査請求書が8月29日に出されました。そのときの資料の記載があります。①から④までありまして、①、②、③については、この度、資料として使わないことを決めました。申立書の中にも、資料を使ってほしくない、使用をお断りしますというものがありましたので、調査請求書の資料の①、②、③も削除しようと思っております。削除というより黒塗りと言ったほうが正しいかと思うんですけども、事務局、この取扱いについては、黒塗りなのか削除することなのか、その辺についてはいかがですか。

島津議会事務局次長 これを黒塗りにして、それを資料にするということであれば、別段構わないと思います。委員会の決定によって、そのようにしていただければと思います。

伊場勇会長 調査請求書のところを黒塗りにさせていただきたいと思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議なしということなので、資料の①、②、③のところは黒塗りにして、資料として使うということになります。調査請求の対象となる事由の内容の具体的な金額も、黒塗りにするというので、お願いします。事由の内容の①は、公会堂建設積立金を指摘するまで通帳に入金していないということですので、それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）異議なしということで進めさせていただきます。また、議事録でこの金額等を非公開にしなければいけない部分がございます。これについては、正副会長と事務局とで精査していかなくてはいけないと思っておりますので、らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。それでは、調査請求の適否についてです。よろしくお願いします。

吉永美子委員 本当に適か否かとなるとつらいところで、そういったところがあるから時間を頂きたいと最初に申し上げたところだったんです。申立書が出ていること自体、私は尊重したいと思っています。最初に調査請求書を出されたときには、取り下げられていますけど、人数が必要ですので、必ず何人かの自治会員だと思いますが、出されたと思うんです。それがないと調査請求書にならない。今回の申立書については、署名された全住民、市民が、そのように同じ思いですという一文があるかないとでは、取上げ方が気持ちの中で違ってきて、尊重はしたいけど、署名された全市民、住民の方の同意、合意、同じ思いでこの度の申立書に賛同されているのかというところに疑義があるもんですから、やはり適か否かという結論をなかなか言い出せないというか、つらいところにいる

という現状です。

大井淳一郎委員 私は当初、適ということでやってきて、申立書が出たことを受けて、適否の判断をしております。私は適否、当初の第2回の冒頭で議論すべきだったところと言えなかった分については、先ほど申し上げましたように、そもそもこれが政治倫理の問題なのかということをおっしゃらないといけないと思っております。たしかに、事実を積み重ねる中で、森山議員の会計に対する処理の仕方については、一般的には疑念を持たれる行為かもしれませんが、これが果たして政治倫理審査会という場でやっていいのかというと、そこは疑問かなと思っております。先ほど吉永委員が言われた署名された人たちへの説明ということについては、森山議員が元自治会長として、きちっと自治会に対して説明すべきだろうと思います。すべきだろうと僕が言うことではないんですが、自発的にそれはされるものだと考えております。私はこの問題については、これ以上進めるべきではないと思っております。否と考えております。

宮本政志委員 午前中も言いましたが、2回目の中の議事録で、中岡議員は、森山議員の自治会での事案について、適否のところで、「議員としての職務に該当しないと思っております」ということを前提に言われたわけです。「政治倫理審査会で審査することではないとは思っていましたが」、つまり、「おりました」と過去形になっているんです。「ただし、多くの方を巻き込んだ」、つまり、いろんな市民の方ね、「案件だと思っております」と、「だから、しっかり事実を積み重ねて、この政治倫理審査会において調査」と書いてあるんです。だから、そもそもは否なんだと。だけど、市民の方が大きく巻き込んで、大きな問題になっていると。「この政治倫理審査会を調査の場として適するものだと思っております」という発言が議事録に残っているんですよ。その後に私も「自治会長としての政倫審に関しては、議員として政倫審うんぬんというのは関係ないんだけど」と、私も中岡議員と一緒になんです。大井委員とも考え方は同じということです。「しかし、いろいろな事情から」

つまり、その前に中岡議員が当時説明したことを踏まえて、「適当と思います」と議事録に残っているんです。午前中に言いましたよね。そもそも、先ほど会長が正式に削除された資料を基に判断していくという大きな柱だったわけですよ。資料そのものが削除。削除の理由も、説明を受けたときとは全く逆のこと、許可をもらったと言ったが、全然もらっていない。そういったことも踏まえて、今回は、今の段階でいくと、調査を積み重ねた結果、これは否とすべきという結論です。藤岡委員は、また別の解釈だと思います。

伊場勇会長 そのほかの委員はいかがですか。調査を積み重ねてまいりました。新しい事実も出てきて、申立書も出てきての取扱いで、そもそも適にすべきだったのか、否とすべきだったのか。その中でも、明らかになった事実に対しての調査をするべきだったのかどうかというところの議論を進めているというところです。ほかに意見はありますか。

藤岡修美委員 この案件は、根本的に政治倫理審査会にそぐわない案件だと思っております。私自身は、この調査請求書は、申立書によって意味をなさなくなっているという意見は変えません。

大井淳一郎委員 先ほど言ったことにちょっと付け加えますと、政治倫理条例の目的を考えたときに、どういうものかという、地方政治の不正や腐敗を防止するものでありまして、議員がその権限や地位の影響力を不正に行使して、自己又は第三者の利益を図ることを防止するのが目的だと考えております。それが政治倫理条例の基準の第3条第2号から第6号に定められており、具体化されております。これが正に典型例です。それに加えて第1号があることによって、拡張解釈する議会も少なくありません。一例を挙げますと、呉市議会でマスクの着用拒んだため、飛行機の搭乗が遅れたということがありました。その場合に、呉市議会は、第3条第1号に当たるものを適用して、辞職勧告決議とかが出ております。もちろん呉市議会は呉市議会の判断ですので、それはそれで自律建

の範囲だと思いますが、それと同じように、うちも社会的な迷惑行為等を取り締まるべきかということを考えた場合に、私が否に至った理由としましては、政治倫理条例の適用は難しいんじゃないかと思ったからです。一般倫理と政治倫理は違うということは、前回の政治倫理審査会の対象議員が、弁明の機会の付与でも言われております。「政治倫理とは、辞書で検索すると汚職、不正のことだと書かれております。つまり、単なる議員のモラルを規制するものではなく、議会外の行為として、議員が職権を利用しての汚職や不正を防止し、規制するために作られた条例だからです」ということを言われておりますし、改選後に元議員の方ですけど、陳情書を出されて、お呼びしたときの意見でも、「政治倫理とは何か、これは議員の職権を利用した犯罪行為のことであって、一般のモラルを問題にしているわけではない」ということを言われております。こういった言葉というのは重く受け止めなくてはいけないし、私も不勉強だったところもあるんですが、改めて本とか読み返してみると、本質に立ち返った場合、この行為は、一般的には疑念を持たれる行為かもしれないけど、政治倫理の問題かというのと、ちょっとそこは分けて考えないと、今後、何でもかんでも一般的な迷惑行為が全部、政治倫理の場にならっていくということを危惧しなくてはいけないと思っております。やはり、ここは適用すべきではないと考えます。

伊場勇会長 それに対して、例えば請求者である中島副会長、矢田委員に御意見があれば頂きたいんです。

矢田松夫委員 これ以上もこれ以下もないし、調査請求書に基づいてやっていただきたいということであります。

伊場勇会長 調査請求書に基づいてということは、政治倫理条例の第3条第1号に該当するかどうかということによってやっていただきたいという解釈でよろしいですか。

矢田松夫委員 藤岡委員からは、全て解決したので、第3条第1号の該当事項については、喪失したと言われておりますが、私は、そうではないということであります。

中島好人副会長 大井委員が言われたように、現行の政治倫理条例については、見直しというか、第3条第1号が幅広い分野に関わっているというのは確かなんです。現状改正されていないわけですから、今後の課題としては残りますけども、今までの事例からしてみても、適用されてきた内容なんです。私は現状で疑惑が持たれている点について説明責任があるということで、前は不十分な点もあったので、その辺を明確にしながら進めていけたらいいなと思っております。

宮本政志委員 本市の政治倫理条例に対する見解は、先ほど大井委員が言われたことと私は全く同じです。ただ、中島副会長がおっしゃることも分かるというのが、うちの政治倫理条例が、今後、議運の中で諮られて、将来的に変わったとしましょうか。変わったら変わった時点から条例が効力を要するんであって、今の政治倫理条例を下にやっているわけですから、今の条例からすると、厳密にどうこうというのを議論していくと平行線になっていくと僕は思っているんです。中島副会長が言われるのも、筋は通っていると解釈もできる。だから、この政治倫理条例を前提にして適否じゃなくて、私はさっきから言っているように、黒塗りをされる前の調査請求書と資料を基に判断した。そして、調査をする場として政倫審で適と発言した。ところが、現時点では、資料は削除、そして黒塗りばかりの調査請求書を基に、これ以上ということに関しては、これは否になるんじゃないかというところなんです。だから条例前提では言っていない。

中島好人副会長 私が言うのは、森山議員の説明は、残っています。弁解のチラシです。僕はこのチラシの中身について、もう少しただしていきたいと思っています。ですから、黒塗りうんぬんではなくて、ここ

の問題について、私は聞きたい、審査する必要があると思っております。

宮本政志委員　そうすると、ちょっと整合性が取りにくいなと思うのが、先ほど吉永委員が言われたところが大切になってきて、一旦取り下げられた後に、例えば、取り下げられたのが解決したからだという前提で取り下げられた。ところが、午前中にも矢田委員から出たけども、一部の西善寺の自治会の人たち100名以上の方が、この解決というのは理解がいかないということで署名されて、それが添付されて、あなた方3人が出したのと言うんだっただというのの一つ。それと、今の時点で、申立書が出て以降、今日までの間に、午前中にまだ納得していない人も自治会にいるという発言はあったけども、その人たちの意向とか、本当の本心とか、意思とかというのは全く今のところ表れていない。だから、そういった前提だと、市民の方の意向とか、考えを全く無視した上で、議会が一自治会のことに入り込んで、解決済みのことを根掘り葉掘りやっていくというのはおかしくないですか。なぜ、あなた方に賛同というのが表に出ていないんですか。

中島好人副会長　私は単に自治会の問題ではないと思っています。市議会議員の公職としての立場で、市議会議員として、自治会だけではなく、市民からも疑惑が持たれている点があるわけですから、そういう市民に対しても、きちんと説明責任を果たす必要があるのではないかと考えております。

矢田松夫委員　私は申立てそのものが、個人で出されたか、出されていないのかは別にしても、申立書が180人というバックの基に出されたということであれば、大きなウエートを占めるんだろうと思います。しかし、180人の意向がどうなのかという質問がありましたけど、それは、かなりの方が不信を持っておられます。それらの方を再度、もう1回新たに出し直すとかとなると、また泥試合になるというのは、昼に私が言ったとおりです。ですから、出されたことについては、粛々と認めざるを

得ないということなんです。出されたことについてはですよ。しかし、それ以上のことになると、またハレーションが起こるということなんです。

宮本政志委員 かなりの方と言っても、何をもってかなりかも分らんし、180人の署名で出されたのは当初でしょう。これが解決して、取り下げたわけでしょう。180人の方の問題は解決したわけでしょう。だから、今はそれって、もう整合性がないじゃないですかと僕は言いたい。

矢田松夫委員 あるかないかをもう1回やることによって、また混乱が起きるということなんです。だから、その辺は大人の判断というか、でないと、先ほど言いましたように自治会の問題を何なんで蒸し返すのかという議論になってくるんですよ。ですから、その辺は大人の判断として粛々とやらざるを得ないということなんです。

中島好人副会長 先ほど吉永委員も言いましたけども、この申立書の自治会内で森山問題は全て解決していますというのは、ある意味では、自治会全員の合意なのかどうかという点についても疑問があるわけです。その辺では、まだ、解明されていない点がありますし、私は、もう少し審議を重ねて、きちっと説明する責任があるんじゃないかと思います。

宮本政志委員 共産党議員団の1人である中島副会長は、申立書を出した方は信用できませんと。つまり、全て解決してあるというのはうそですと。解決してないんだと、信用しませんというふうな前提で言われましたけど、私は議員として、市民の方が出されたこの申立書の内容については、信頼もしていますし、信用もしていますし、疑ってはおりません。ですから解決したんだなと思っております。その前提で、先ほどから矢田委員と中島副会長おっしゃるように、本当に自治会の中で解決していないという方が多くいらっしゃるんであれば、結構が10人なのか、50人なのか、100人なのか分らんけど、一般的には結構と言ったら多い

というイメージですよ。その方々から、どういうふうな賛同を今は得ておられるんですかというの。言うのは簡単ですよ。でも、矢田委員は、最初の資料のときに承諾をもらったと言われたでしょう。あうんの呼吸、信頼関係から任すと言われたから、資料も出していいもんと思っと思ったというのは、勝手な拡大解釈ですよ。だから、今どのようにあなた方は、何人ぐらいの方々から具体的にどのような形で賛同を得ているんですかと聞きたい。それをはっきり答えてくださいよ。

矢田松夫委員 申立書で出した内容そのものについて、何人の方が知っているのかということなんです。何人の方が知っているのか。それを言ったら何人かとなるでしょう。そのことをここで議論すると、また話が元に戻りますよ。調査するなら、その時間をくれとなります。今、かなりの方がおる。何人かと言えば、今から問うて歩くしかない。180人の名前を一々見て、あなたはこれを知っていますかということにならんでしょう。それを言うんですよ。それからもう一つ、何回も言うけど、申立書が出るということ自体、私も予想していなかった。3月の段階から、ずっと自治会からの要請もあり、あるいは3月13日か、総会の前に、こういうことでお金が足らんのだと私に相談があって、それからずっと請求代表者の方と、何回も言うけど、信頼関係でずっとやってきて、お互いに話をし、そして私がアドバイザー的に、特に公会堂の建設についての情報提供を含めてやってきた中で、私もまさか申立書が出るなんて考えていなかった。そういう信頼関係があったからね。それをなぜ文書で出さなかったのかと言っても、申立書が出ると分かっておれば、文書で確認したらいいですかと。私らの三つの①、②、③について出してもいいですかという確認を取りますけど、一言で言えば、想定外ということです。全く予想はしなかったということです。2点について報告します。

宮本政志委員 もう一つの政倫審のほうに行くとおかしくなるんであれですけど、結局は、こういったものが出ると思わなかったというのは、本当に信頼関係があったのかと疑問がある。共産党市議団の山田議員と中島副

会長、矢田委員がどこまで西善寺の方々、あるいは自治会長の方々、この調査請求書を出された方とかと綿密に、頻繁に情報交換をしていらっしやったかとか大いに疑問が出るね。だから、ちょっとしたことで、あとは御自分たちの想像と確認不足を前提に、そして、政倫審を取り下げられたにもかかわらず、こういうふうに出した。ところがどんどんどんどん自分たちが思っていたことよりも外れていく。先ほどに戻るけども、藤岡委員が言われることもごもつとも。私は、そもそもがずれたんだからというのに関して、何も説得力を感じないの。副会長にしても、矢田委員にしてもね。これをこのまま扱って、そして、結論を導いていってというのが、市民は置き去り。おまけに一自治会に関してものすごく議会が入り込んでいって、これがいいのか。私はいけんと思う。だから否と言っている。

矢田松夫委員 宮本委員が私たち2人について述べましたが、それは空論であると申し伝えておきます。私が3月の段階から、この申立てについて、ずっと信頼関係の下にやってきたという自負心があります。しかしながら、魔の1日、1日というか半日といいましょうか、そのときは全く予想しなかったということです。第三者が入るということは予想しなかった。相手とはずっとありましたが、そういうことを全く予想しなかったし、本人がこのような申立てをその時点で考えているというか、全てが解決した、あるいは9月4日の時点ということを含めて、全く予想していなかった。

伊場勇会長 前回、森山議員を呼んで、質疑がありましたけども、公会堂の建設積立金を自宅に保管していたというところは、事実として明らかになりましたし、領収書が後日になったとかというところはありません。年度をまたぐ会計なので、その処理については、ふさわしくなかったのではないかということぐらいまでは、この会で参考人をお呼びして明らかになったことだと思います。そのことについてが、この調査請求を受けて、調査をするべきだったかどうかというところだと思います。そのほ

か、御意見はございますか。

宮本政志委員 奥委員の考え方は、午前中と午後から何かあったかね。よく分かんない。議論の中で明確に意思表示をしたのが藤岡委員と私と吉永委員と矢田委員と中島副会長ということで、認識を僕はできるんだけど、奥委員の考え方が出ていないんで、お聞きしたい。

奥良秀委員 事の発端は、森山議員のずさんな経理で、市民の方々に疑念を持たれるといったことがあったので、今回こういうふうな政倫審の請求書が出された。本来であれば、御本人がそういう疑惑とかを持たれたのであれば、その場に出向いて、きちんと説明していれば、こういったことになっていなかったんではないかと思っております。政治倫理条例を見る中で、私もちょっと勉強不足のところもありましたが、やはり、その主観と客観的に見たときに、私としては、この政治倫理というのは、市民の代表者として、議員として、疑惑を持たれるようなことはしてはいけないんだろうなと思います。私も自治会等の役員をやっていますが、そこで自治会の役員として見られる顔もありますけど、市議会議員の顔というのも絶対に見られているところなんですよね。これはあくまで私の主観です。そうであるならば、決して疑いを持たれるような行為をしてはいけなかったんじゃないかなと思っています。ただ、先ほど来から申立書が出る中で、①、②、③の特に①なんですけど、全て解決しましたということが、請求代表者の方から出ております。このことが出ていることにすごく頭を悩ませていまして、この政倫審が保っていけるのかどうなのか。要は、全てのことが終わったと書いてあります。ただ、自治会の中では、まだまだくすぶっているところもあるのかなと思います。参考人として森山議員を呼んでしまったけど、宮本委員からも発言があったように、森山議員のそういったところが駄目なんよとか、いろいろありました。本当に反省されているのか見てとれないところもありますので、今、自分としても適か否かで、とても悩んでいるところです。

宮本政志委員 自治会の中でくすぶっているとおっしゃったのは、どこでどういう情報から、自治会の中で解決に対して異議がくすぶっていると判断したんですか。どこでそういう発言があったんですか。何を論拠にくすぶっていると言ったんですか。

奥良秀委員 前回、森山議員を参考人招致した際に、たまたま周りの方が目に入る中で、いろいろな意見が、私としては見えたのかなと思います。誰がどう言ったかというのは分かりませんが、私がこの席に座っていた肌感で思いました。実際、森山議員が説明しましたと言われていますけど、本当に説明しているのかなと疑惑を自分の中で持ってしまったんです。誰かから言われたんじゃないくて、いらっしゃった方々が、話があった中で、私はちょっとまだ、やられているのかどうか分からないし、あれが終わってから2週間がたっていますけど、本当に1軒ずつ説明責任を果たされているのかというの、分からないところですよ。それはあくまで自治会の話であるのであれば、自治会でやってもらってもいいんですけど、私が勉強不足のところもあって、この政治倫理条例というのが、やはり市民の人、特に地元の町内というのは、一番疑惑を持たれてはいけないところなんじゃないかなと思います。そこをきちんとしていただければ、こんな問題にはならなかったなと思っております。

宮本政志委員 委員会とか、本会議場もそうですが、基本的に傍聴者というのは正式な参加者でもないし、傍聴の議員なり傍聴の方が発した発言が正式に公式な発言として採用されるわけでもない。傍聴者というのはあくまで何か意図を持って、誰かを呼んでいれば、そのときの雰囲気は全くじゃないですから、あくまで傍聴席を参考にくすぶっているというのはちょっと不適切かなと思います。例えば、先ほど矢田委員も中島副会長も、自治会の方に具体的にどのような手法で、どのような確認を取られて、解決に納得していない方がいらっしゃるんですかと言っても、正式にきちっとした論拠が出てこない。今の奥委員の発言も傍聴を席の雰囲気を見て、くすぶっていると感じた。これも論拠として私は、整合

性が取れない、乏しいと思うんです。全て否定するんじゃないくて、奥委員が言われることで、何かこの流れのネックになるのかなと思ったのが、森山議員がしっかりと説明責任を果たしていないじゃないかというところなんです。これは奥委員のみじゃなくて、矢田委員も中島副会長もそれをおっしゃっている。僕もそう思いますよ。であるならば、この政倫審が仮に否となったら、もう説明責任を果たさなくて良いとなるわけでもないし、説明責任を森山議員が果たすためにどのように感じているかというところがネックになってくるわけ。そうでしょう。政倫審の適否によって、確実に森山議員が説明責任を果たすのか、あるいは納得いくような説明責任が果たされるのかというところは、必ずしも連結していませんよね。ということは、今の森山議員の説明責任と適否の問題とは、きちんと切り離して、そして、本来どうなのか。つまり、政治倫理条例に絡んで議論するのか。私はそこが適当じゃないと思うけども、先ほど言った藤岡委員のことを主に適否を考えるのか、あるいは、私がさっき言った申立書の①②も含めて議論して行って、適否を決めていくのか。そういう議論の持っていく方がいいんじゃないですか。奥委員が言われる説明責任、そこは同感よ。その部分と適否を少し離して行って、適だって説明責任をちゃんと果たさなければ意味がない。否だって、逆にちゃんと説明責任を果たせばいいんじゃないの。奥委員が言われることは、僕はそう取ったし、その辺りは同じ意見なんだけど、奥委員、どうですか。

奥良秀委員　というところで、適なのか否なのかずっと考えているところです。

伊場勇会長　説明責任は必要ではないかという意見が多く出ていると思っており
ます。

大井淳一郎委員　やはり適否で悩まれる委員は、そこが引っ掛かっていると思う
んです。ただ、私が思うにそれはそれで、説明責任が果たせていない
から適にして、政治倫理基準違反にしようというのはちょっとよくない

かなと思っています。やはり切り離して、政治倫理基準の問題ではないにしても、これはこれでちゃんと説明責任を果たすべきだということは、一致できるのかなと思うんです。

吉永美子委員 議論してきたのは、この調査請求書そのものが適であるか、否であるかというところで、適としたから、被審査議員は、政治倫理の基準に違反していますということになるということじゃないですよ。イコールじゃないでしょう。それは、また別問題でと思っています。調査請求書自体は適としても、政治倫理基準に違反するかどうかは、否になるかもしれないでしょう。イコールじゃないので、それだけははっきりさせておいていただけたらと思ったんで発言しました。

大井淳一郎委員 私も便宜上説明を省きましたが、適という問題と政治倫理基準に反する反しないは、また別問題ですので、その点は吉永委員の言われるとおりです。

宮本政志委員 参考人招致で森山議員に対して、奥委員から説明責任のことが出たよね。結局、ここが午前中で一番重要なわけですよ。中島副会長にしても、矢田委員の発言を聞いても、僕もそう思うんですよ。今日も奥委員からそのことが出てきたわけでしょう。そうすると、「はい、適になりました」。吉永委員が言われることも重要ね。「基準に違反する行為はありませんね」。「はい、ありません」。「以上、終わりです」ではないんじゃないんですかと言いたい。否であろうと適であろうと説明責任をちゃんと果たしてくださいねという思いが、中島副会長も矢田委員も強いんでしょう。それを前提に言うと、適否がどうこうというんじゃないで、きっちりそのことを議論すればいいんじゃないですか。どうやって説明責任を果たしていくか。もし本人がするというのであれば、それはそれで話は違うことです。なぜ適で続けろという話になるんですか。矢田委員、何が目的なんですか。続けることが目的なのか。（発言する者あり）適にこだわる理由は何ですか。何が目的なんですか。

矢田松夫委員 政治倫理条例第3条第1号です。これだけです。それ以上もそれ以下ありません。

大井淳一郎委員 第3条第1号がネックということになっておりますが、私は、今回のケースも第3条第1号の問題ではないと思っています。政治倫理条例の趣旨から言えば、地方政治の腐敗を防止するということで、一般的な倫理としゅん別すべきだと思っていますし、また、第3条第1号の後段で、「その職務に関して疑惑を持たれる行為をしない」ですから、職務ではないんです。公人としての立場というのは分かるんですけども、中岡議員が第2回の人に、「皆さん、これは自治会の行為ですか、議員として自治会の活動をされている方はいますか」と求めましたよね。当然いないわけですよ。ただ、奥委員の言われるように、形式的には分けられるけれども、実際には市民からそう見られていないでしょうという立場で言われた。そういう意味もあるので、説明責任という言葉が出ているわけです。それはそれで森山議員が自発的にされるかどうか分かりませんが、これだけの事実が出てきている以上、何らかのことは果たされるかなと思っているんです。私は、政治倫理の問題ではないし、第3項第1号の適用もないと考えています。

伊場勇会長 それでは少し時間たちましたので、暫時休憩させていただきたいと思います。

午後1時45分 休憩

午後3時20分 再開

伊場勇会長 それでは休憩を解きまして、再開します。調査請求の適否について、議論してまいりましたが、そろそろまとめていけたらいいなと思っ

ております。それぞれの意見を聞いていこうと考えております。それでは意見のある方からお願いします。

大井淳一郎委員 第2回政治倫理審査会の中で、適ということで進めていったんですが、その後、申立書が出されて、自治会内でこの件は解決しているという文書が出されております。そのことを重く見なければいけないというのが1点と、そもそも政治倫理条例の趣旨からすれば、一般倫理と政治倫理はしゅん別されるべきであり、この案件は、その職務に関して疑惑を持たれる行為ではないだろうという条例上の根拠からして、この請求の適否については、否と判断したいと思います。

藤岡修美委員 政治倫理条例に関する大井委員の意見には賛成です。この調査請求書が出された後に、10月3日の日付で、受付が10月7日になっておりますけども、8月22日の調査請求を出された御本人の申立書は、すごく重いと思います。当初の問題点、調査請求の対象となる事由の内容も全く一緒の今回の請求書に対して、自治会内では解決しておるという申立書なので、この調査請求については、否であると私は認識しております。

吉永美子委員 本日、この時間まで、本当に皆さんそれぞれいろいろ熟慮されたのではないかと思います。午前中のときに、中島副会長から質問をしそこなったところを聞かせていただきたいと言われた申出があったことに、請求者としては、もっと聞きたいところがあるんだろうと思ったので、私としては、はっきり否である、適であるということを申し上げなかったわけです。そのときに申し上げたと思いますが、申立てが最初の請求者から出たことは、重く受け止めています。ただ、そこに一緒に署名された方々のそういう思いがそこにあつたら、もっと私自身が申立ての理解ができたなとは思っております。ただ、初めのときから感じていたところですけども、政治倫理基準という部分には、明確にこの度の森山議員が当たるというところには至っていないところから出発したの

は、事実だと私は思っています。ただ、調査してほしいというところが出てきて、調査をしていく中で見えたところから、最終的には判断をしていくというところで、議会としては、それが妥当ではないかという判断をして、本日に至りました。政治倫理基準に当てはまる部分、見当たるところが、条例を見る限り当たらないということで、否にはさせていただきたいと思います。先日来より、参考人として森山議員に来ていただき、審査会の中で議論していくときに、森山議員が自治会の中でちゃんと説明してくださっていれば、ここまでのことには至らなかったのではないかという思いは、これは多分ほかの皆さんもそう思っておられると思いますし、その点は今後、本当にきちんと自治会の皆様方、御迷惑を掛けたであろう市民の皆様にも説明責任を果たしていただけることを本当に期待しておりますし、そうされるべきだということを申し上げて、調査請求書は否という立場を取らせていただきたいと存じます。

奥良秀委員 先ほど来から何回も言っていますが、何が問題だったのか、事の発端は、何があったのかということを考えれば、先ほども吉永委員が言われたとおり、自治会内できちんと説明責任を果たされるべき森山議員が果たしていなかったことが事の発端だと私は思っております。ですから、今後、説明責任をきちんと果たしていただきたい。また、申立書の中では、問題は全て解決したということは書いてありますが、請求書にあった180名余りの署名もまた重いと思います。こういう方々にもきちんと森山議員の言葉が伝わるように、そして誤解が解けるようにしていただきたいと思います。そういうことを全部お願いして、私としまして、政治倫理条例の中で、市民全体の代表としてという言葉があるんですが、そこで職務のことを言われると、適否の中で否になってしまうのかなと思いますので、私は否ということをお願いします。

宮本政志委員 結論から言うと、第7条第1項第1号の調査請求の適否に関しては否です。理由に関しては、大井委員、吉永委員、藤岡委員、奥委員が全て言われましたし、全く同じ理由、論拠でございますので、否とい

うことだけ言わせていただきます。

矢田松夫委員 請求者が否とは言えません。調査請求書に基づいて、まだまだ疑惑の行為の存否について、政経ジャーナルの掲載の内容については、全て解決したと言えども、まだまだ事案があるにもかかわらず、結果として、公に出すな、使うなということでありますので、8人の中では議論が未成熟というか、未消化に終わってしまったということです。二つ目は、取下げも知らない、申立書も知らない180人以内の人、知っている人も何人かおるかもしれませんが、ほとんどが知らないと思うんですけど、そういった市民、あるいは自治会の人にとっては、知らないままに政倫審が結論を出していくこと自体について、非常に残念な結果ではないかと思っております。私は、調査請求書については、適ということで進めていただきたいと思いますと思っております。

中島好人副会長 森山議員に対する疑問点がまだ残っており、6項目あったんですけども、この点についても審査の中で明らかにしていく必要があると思っております。審査の中で、本人の説明責任のところもきちっと進めるべきだと思うし、また、申立書についても、自治会内で全て解決したと言っているけど、これは本当かという疑問もあります。既に自治会内の問題だけにとどまらない。市議会議員という公職にあるわけですから、市民全体に対してもそれなりの責任がある。説明責任があると思っています。また、申立書の最後に、「この書面は、責任持って提出しますが、今後は議会を含め一切の問合せ等についてはお断りします」とあるんで、それが事実かどうかを確かめることができない状況にもあるわけです。その点も含めて、適として審査をもっとすべきではないかと思えます。

伊場勇会長 皆様からそれぞれ御意見を頂きました。適の方が2名で、否の御意向の方が5名ということでございます。矢田議員については、調査請求に対して否ということについて異議があるということで間違いな

すね。確認だけです。

矢田松夫委員 そのとおりです。

伊場勇会長 分かりました。中島副会長もそうですか。

中島好人副会長 はい、そのとおりです。

伊場勇会長 分かりました。意見が割れております。今後の進め方について暫時休憩します。

午後 3 時 3 3 分 休憩

午後 3 時 5 0 分 再開

伊場勇会長 それでは休憩を解きまして、再開させていただきます。調査請求の適否について意見が分かれました。政治倫理条例施行規則第 5 条第 3 項によれば、会議の議事は、出席委員の過半数で決するというございますので、挙手を求めたいと思います。調査請求に対し適とされる方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

伊場勇会長 適に賛成する方が少数ということで、調査請求に対しては、否ということに決したいと思います。否という方向に進みました。そして、これからしなければならないことは、審査結果の報告について作成することが必要となります。審査項目については、今まで皆様がおっしゃっていただいたことを会長がまとめて作らなければなりません。また、次回にそれを確認するという作業も残っております。後に、その報告書を

議長に渡した時点で、この会が終了する、任期が終わるということになっております。その報告書について、いろいろな御意見を頂きましたが、確認でございますが、これを付け加えてほしい等々がございましたら、今からの意見でおっしゃっていただきたいと思います。

吉永美子委員　かなうかどうかは別として、私はこの政治倫理基準に当てはまらないという否を出した委員として、それは変わりありません。ただ、住民に対してかなり心配を掛けた、迷惑を掛けたという点とかを考え、公人としてどうかと考えると、本会議場ではございませんが、議長から森山議員に対して、厳重なる注意をしていただくということは必要ではないかと思っています。そこが報告書にも入れればいいのではないかと感じている次第です。

伊場勇会長　議場で議長からの注意という（発言する者あり）議場ではなく、議長から注意していただきたいということですか。

吉永美子委員　適となったわけではありませんので、本会議場における議長からの注意、また、謝罪文の朗読という第5条第5項第1号、第2号には当たりません。ですから、本会議場でとは言っておりません。議長から公人として、厳重な注意はしていただくべきではないかと思っています。議会基本条例の中に、この部分だけを取るというのはおかしいかもしれませんが、私は議員の活動原則にある第3条の中に、市民の代表としてふさわしい活動をすることとあります。議会基本条例も鑑みながら、議長としてきちんと厳重注意はされるべきではないかと思っているということを申し上げております。本会議場ではありません。

伊場勇会長　分かりました。見られている立場としての行動についてということですかね。

宮本政志委員　吉永委員が言われることは、盛り込まれたらいいと思いますよ。

それを森山議員に対してのみに行うのか、あるいは今回の政治倫理審査会を通じて、議長を含む22名全員の議員に対して行うのかという辺りもしっかり議論すればいいんで、その辺りも審査結果報告書が出来上がってきて、会長案をここで議論するときには、そういった側面から、両方の側面から議論していったらいいと思います。

伊場勇会長 そのほか、説明責任についてはいかがですか。

奥良秀委員 説明責任につきましては、疑惑を持たれた行為ということで、政治倫理条例の適否の適にはなっておりませんが、やはり疑惑を持たれる行為というのは良くないことであるならば、きちんと反省、猛省していただきたい。要望としましては、本人の言葉できちんとした謝罪があればいいのかなと思います。山陽小野田市議会につきましても、22人のうちの1人の議員がそういう疑念を持たれたということであるのであれば、議員の品位も落ちたのかなと思っておりますので、議員に対しても謝罪を頂きたいと思います。これはあくまで要望です。どうなるかわかりません。

宮本政志委員 奥委員の言われることも重要で、この説明責任をしっかりと森山議員に果たしてもらおう、果たすべきだ、つまり、果たしていないからこうなったんだというのをしっかり報告書に入れていただきたい。それから一つ気になるのが、謝罪のことに限っては強制的なものを出すわけにはいかないのが、審査結果の中で、謝罪すべきだというのを盛り込むのはどうかとは思いますが、奥委員からも意見が出たんで、ここで否定するんじゃなくて、そういったことも審査結果報告書に盛り込んで、ここでまた議論していきましょう。

伊場勇会長 厳しい御意見はしっかり出ていると思いますので、それを盛り込んだ報告書になればいいかなと私自身も考えております。そのほか、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ないということですので、次

回、私が報告書をまとめて、皆様に確認していただく会を開きたいと思います。日程については、またこちらで調整させていただいて、また、お伺いさせていただきますのでよろしくお願いします。

吉永美子委員 この間、審査会の中で度々出てきた山陽小野田市議会議員政治倫理条例の項目につきまして、検証をしっかりとしていくことが今後必要ではないかということを実感しておりますので、この点はぜひ早急にいただけたらと願っております。希望しております。

伊場勇会長 政治倫理審査会から議運にどういったやり方、申入れがあるのかどうかというのは分からないんですけれども、こういったことがあったということについては、しっかり議会運営委員会に伝わるようにしていこうかなと思っております。

吉永美子委員 第3条第1号のところでは、考え方によって捉え方が違ってくという可能性が大変高いというところがありますので、政治倫理条例について検証をしっかりとやっていただき、それは早期にやっていただきますよう要望しますということです。

宮本政志委員 賛成です。この政倫審の総意になるかは分かりませんが、私も吉永委員と同じく、ここに議運の委員長もいらっしゃるんで、早期にこの政治倫理条例の精査、検証をしてくださいということに関しては、賛成します。

伊場勇会長 そのほか御意見なければ、そのように、取り計らいます。それでは、以上で第4回山陽小野田市議会議員政治倫理審査会を閉会します。お疲れ様でした。

午後4時 散会

令和4年（2022年）10月27日

政治倫理審査会長 伊 場 勇